

(結果公表様式)

第2次東御市健康づくり計画・健康とうみ21 後期基本計画（素案）

に関するパブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件 名	第2次東御市健康づくり計画健康とうみ21・後期基本計画（素案） に関するパブリックコメント
意見の募集期間	令和元年12月25日（水）～令和2年1月23日（木）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉センター、 中央公民館、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和 コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提 出 状 況	(1) 提出者数 2人 (2) 提出意見数 14件
実 施 機 関	東御市健康福祉部健康保健課 電話：0268-64-8882 ファックス：0268-64-8880 電子メール：kenko-hoken@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	0	0
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	1	4
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	1	2
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	0	0
E	その他のご意見（質問、感想等）。	2	8
計			14

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（2人）と一致しません。

※第2次東御市健康づくり計画健康とうみ21・後期基本計画（素案）の内容に直接関係しないご意見等については、区分Eその他のご意見に集約させていただいております。

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	第2次東御市健康づくり計画健康とうみ21後期計画（素案）に関するパブリックコメント実施要領について ・パブリックコメント実施要領が添付されていないこと。第2次東御市健康づくり計画健康とうみ21後期計画（素案）の策定過程が市民に周知されなかったことは、パブリックコメント実施要領が示されていないことに象徴される。パブリックコメントを求める基本姿勢が忘れられていることは指摘したい。何故、市民からの意見等を求めるのか計画策定の矜持を求めたい。 (1)	実施要領については、ホームページ上で掲載させていただいたところですが、今後パブリックコメントを実施する際には、市民の皆様にはひろく周知を行ってまいります。	E
2	第2次東御市健康づくり計画健康とうみ21後期計画（素案）策定の経緯について ・東御市の独自性をもつ第2次東御市健康づくり計画健康とうみ21後期計画であるために、計画策定の経緯、委員会等でどのような議論がなされたのか経過を示すことが求められる。多くの計画には「計画策定の経緯」が示され、多くの計画には審議会や協議会等の委員名簿が示されている。どこでどのような策定の業務を行ったのかは計画の透明性・公平性・民主性に関わる。計画の立案、実施、と評価のいのち（生命）に関わることである。 (2)	ご意見を踏まえ、ホームページに計画策定に向けた経過等を公表させていただきます。	B
3	持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）について。 ・持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる場合、実施実績、成果創出について KPI（重要業績評価指標）をもって掲載することを求める。「3すべての人に健康と福祉を」についての社会的インパクトを示してほしい。 (3)	市では、SDGs の推進にあたっては、“総合計画の推進を図ることで、SDGs の目標達成に資する”としています。 また、2020年3月1日に施行する「東御市 SDGs 庁内推進指針」において、総合計画で明らかにした施策は	C

		SDG s ゴールに紐づけるとともに、総合計画における「施策の成果指標」を用い、SDG s の達成にどう貢献したのかを計測・評価し、PDCA サイクルを回していくとしています。 本計画は総合計画の基本計画に沿って定める計画であり、関連する施策の SDG s 視点からの評価は、総合計画の「施策の成果指標」を用いて行うことから、本計画内において別途 KPI の策定と提示は行いません。	
4	持続可能な開発目標（SDG s : Sustainable Development Goals）について。 ・SDG s の他の目標も必要ではないか。 (3)	ご意見を踏まえ、SDG s の目標を追加しました。	B
5	前期計画の各分野の評価状況及び後期計画評価項目・目標値一覧について ・前期計画の各分野の評価状況及び後期計画評価項目・目標値一覧を判読可能な状態で提起すべきである。 (4)	ご意見を反映することはできませんが、今後の参考とさせていただきます。	C
6	前期計画の目標値評価に基づく進化した対処を採用した後期計画の目標値を求めたい。 (4)	ご意見としてたまわります。	E
7	歯周病対策として、幅広い世代への検診補助事業が必要である。 (4)	ご意見としてたまわります。	E
8	こころの健康づくりでは、働き方等に対する取り組みの視点が欠けている。企業や、労働行政の対応が求められる。 (4)	ご意見としてたまわります。	E
9	生活習慣病の発症予防・重症化予防（循環器疾患）、65 歳未満の死亡者のうち脳・心疾患原因による割合（4 カ年平均）の課題では、時間外労働	ご意見としてたまわります。	E

	時間の上限の徹底規制など企業や労働行政の対応を示すことが求められる。 (4)		
10	生活習慣病の発症予防・重症化予防（糖尿病）の課題では、前期計画の目標値評価に基づく進化した対処を採用した後期計画の目標値が必要である。 (4)	ご意見としてたまわります。	E
11	なぜ食育推進計画（第2次）を第3次健康づくり計画策定時ではなく、後期計画の段階で内包するのか、その理由を明記すべきである。 ・計画策定の経緯、委員会等でどのような議論がなされたのか不明であることから、「総合的な健康づくりの計画」という位置づけについて記載すべきである。 (5)	ご意見を踏まえ、ホームページに計画策定に向けた経過等を公表させていただきます。	B
12	施策別の取り組みについて前期計画から後期計画で施策を変更した場合、変更理由を明記すべきである。 ・前期計画施策「(1)食育の推進」「(2)適塩の推進」を、後期計画施策「(1)適塩・適糖・適量の推進」への変更理由を施策段階でも明記すべきである。 ・「毎日朝食を食べる児童・生徒の割合」「家族や友人等2人以上での食事を楽しいと思う割合」「「バランスの取れた食生活」をいつも心がけている者の割合」を削除して「高齢期（65歳上）の低栄養傾向（BMI20以下）の割合」を加えた理由を明記すべきである。 (6)	ご意見を踏まえ追加しました。	B
13	推進体制に「連絡会」を記載すべきである。 「東御市食育推進市民会議委員構成」が掲載されている。「食生活改善推進協議会」「健康づくり推進協議会」「市民地域づくり推進協議会」等も掲載すべきである。 (7)	ご意見としてたまわります。	E